

議第40号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次項第1号および第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「著しく」を「著しい」に改め、同号を同項第5号とする。

第9条第2号中「配偶者」の右に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他病院事業庁長が定める者であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して病院事業庁長が定める職員に限る。）」を削る。

第17条中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条第2項中「規定は、」を「規定は」に、「には」を「（定年前再任用短時間勤務職員（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）を除く。）について、第6条、第7条、第11条および前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては」と、同条第2項中

「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは
「(5) 心身に著しい障害を有する者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関

とする。
係と同様の事情にある者を含む。）」

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）
付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第24条第2項に規定する
定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

（滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 4 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。
付則第20条第1項中「、第9条」を削る。